

議員提出議案第8号

安倍晋三元首相の国葬の中止を求める意見書

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和4年9月9日

提出者 西東京市議会議員 藤 岡 智 明

賛成者 西東京市議会議員 森 しんいち

西東京市議会議員 佐 藤 大 介

西東京市議会議員 後 藤 ゆう子

西東京市議会議員 かとう 涼 子

西東京市議会議員 森 てるお

## 安倍晋三元首相の国葬の中止を求める意見書

西東京市議会は、安倍晋三元首相が銃撃で殺害されたことに対して、深い哀悼の意を表するとともに、無法な銃撃行為を厳しく糾弾するものです。

政府は、安倍晋三元首相の国葬を閣議決定し、9月27日に日本武道館にて実施しようとしています。

そもそも、戦前の国葬令は戦後、日本国憲法の国民主権や基本的人権に反するものとして失効しています。現在、国葬の根拠と基準を定めた法律は存在しません。法的根拠のない国葬を国会審議も行わず、一片の閣議決定によって実施することは、法治主義を破壊し、「法の支配」を「人の支配」に変える暴挙と言わざるを得ません。

さらに、日本国憲法の第14条「法の下での平等」に反します。時の内閣や政権党の政治的思惑・打算によって、特定の個人を国葬として特別扱いすることは、憲法が規定する平等原則と相入れません。また、憲法第19条「思想及び良心の自由」に反しています。岸田首相は8月10日の会見で国葬は弔意を国全体として表す儀式と述べましたが、国民主権の国である以上、国全体ということは国民全体を示すこととなります。国民に弔意を強制する懸念があります。

加えて、儀式に係る直接費用と警備や外国要人の接遇経費を含め現在までに16億6,000万円もの税金を国葬に投じようとしています。過去の天皇の退位と即位に関わる「国の儀式」での例と比較すれば、経費はさらに膨らむことも想定できます。国会での十分な説明もなされず議決もなしに、憲法違反の国葬に巨額の税金を使うことは、無法に無法を重ねることであると指摘するものです。

現在、主要メディアの世論調査結果では、いずれも「国葬反対・評価せず」が、過半数以上を占めています。「国葬反対、中止を求める署名」は、1か月の短期間で4団体、個人署名合わせて40万筆超集約され、9月5日共同提出されました。これら世論調査結果や反対署名活動の広がり、安倍晋三元首相の在任期間8年8か月への国民の評価が、国葬にいかになじまないものであるかを明確に示しています。国民の中での安倍晋三元首相の評価が大きく分かれている中で、安倍晋三元首相を礼賛する立場で国葬を実施することは、政治的立場・姿勢を、国家として全面的に公認・賛美することになります。「国民の声を聞く」というのならば、首相は国葬中止を決断するしかありません。

よって、西東京市議会は安倍晋三元首相の国葬の中止を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

西東京市議会議員 保 谷 なおみ

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣